

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第118号。以下「法」という。)、その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び岐阜県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、可児市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

- ① 市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、基本指針の見直しや国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、見直しに当たっては、可児市国民保護協議会（以下、「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は行わない。

4 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用 語	定 義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者・障害者・乳幼児・外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用 語	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃や緊急対処事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
N B C 攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
ゲリラ	不正規軍の要員をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。

(避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

用 語	定 義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第 113 条による。)
国対策本部	武力攻撃事態等対策本部をいう。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 10 条による。)
県対策本部	岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第 27 条による。)
市対策本部	可児市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第 27 条による。)
市警戒本部	可児市国民保護警戒本部をいう。
国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長をいう。 (事態対処法第 11 条による。)
県対策本部長	岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第 27 条による。)
市対策本部長	可児市国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第 27 条による。)

(関係機関、施設関連)

用 語	定 義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定す

	る機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第10号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和44年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警察官等	警察官又は自衛官をいう。
警察署長等	警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。
第一追加議定書	千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）をいう。

（原子力災害関連）

用 語	定 義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
事業所外運搬	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、生活等への影響を最小とするための国民保護措置を、的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切に提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体に対する支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するとともに、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置について、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市

事務又は業務の大綱
① 市国民保護計画の作成 ② 市国民保護協議会の設置、運営 ③ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ④ 組織の整備、訓練 ⑤ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ⑥ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ⑦ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ⑧ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

事務又は業務の大綱
① 県国民保護計画の作成 ② 県国民保護協議会の設置、運営 ③ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ④ 組織の整備、訓練 ⑤ 警報の通知 ⑥ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ⑦ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ⑧ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ⑨ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ⑩ 交通規制の実施 ⑪ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部管区警察局	① 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 ② 他管区警察局との連携 ③ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ④ 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局 (名古屋防衛施設支局)	① 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 ② 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東海総合通信局	① 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ② 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ③ 非常事態における重要通信の確保 ④ 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	① 地方公共団体に対する災害融資 ② 金融機関に対する緊急措置の指示 ③ 普通財産の無償貸付 ④ 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	① 輸入物資の通関手続
原子力事務所	① 原子力発電所等の安全確保
東海北陸厚生局	① 救援等に係る情報の収集及び提供
岐阜労働局	① 被災者の雇用対策
東海農政局	① 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
中部森林管理局	① 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	① 救援物資の円滑な供給の確保 ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ③ 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	① 鉱山における災害時の応急対策 ② 危険物等の保全
中部地方整備局	① 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 ② 港湾施設の使用に関する連絡調整
中部運輸局	① 運送事業者への連絡調整 ② 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	① 飛行場使用に関する連絡調整 ② 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	① 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (岐阜地方气象台)	① 気象状況の把握及び情報の提供

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放送事業者	① 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

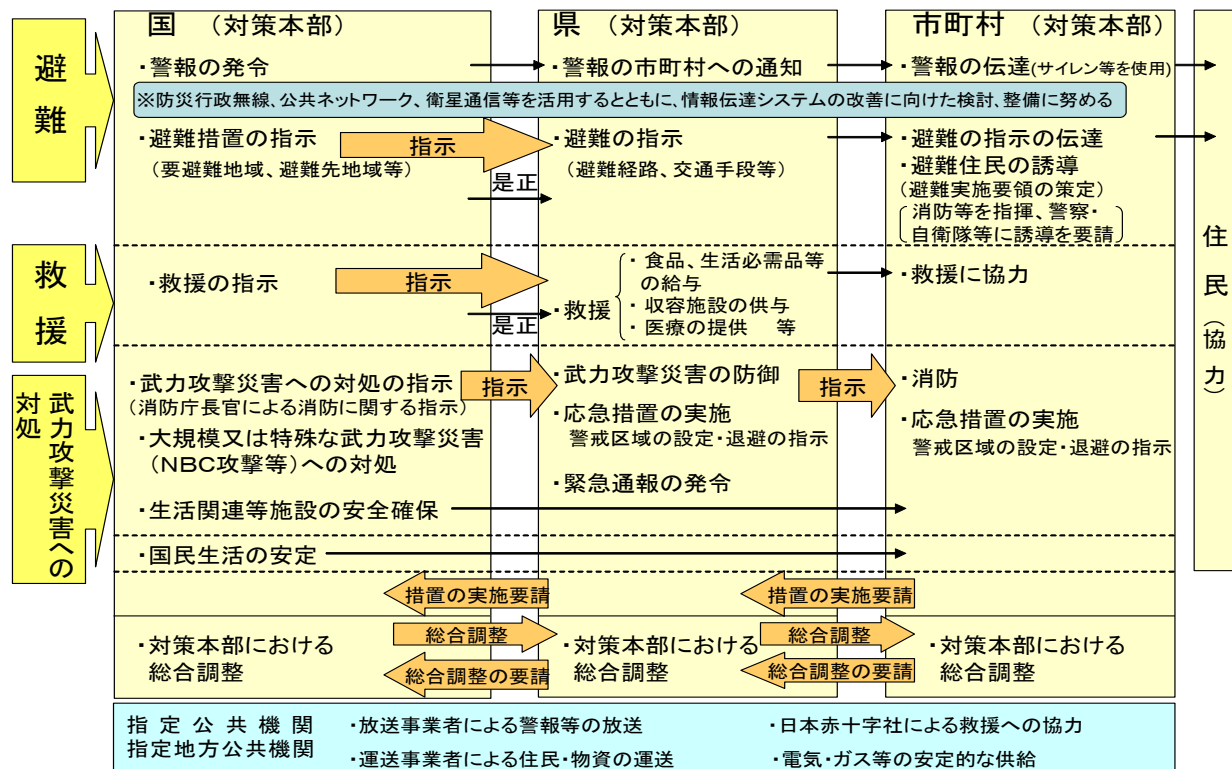
運送事業者	① 避難住民の運送及び緊急物資の運送 ② 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	① 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ② 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	① 電気の安定的な供給
ガス事業者	① ガスの安定的な供給
日本郵政公社	① 郵便の確保
病院その他の医療機関	① 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	① 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	① 救援への協力 ② 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関等の連絡先

関係機関等の連絡先については、別に定める。

3 国民保護に関する仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

本市は岐阜県の東南部に位置し、北は木曽川を境に美濃加茂市・坂祝町・八百津町、東は御嵩町・土岐市、南は多治見市、西は愛知県犬山市に接している。東西南北各端の経度・緯度は次のとおりである。

位 置		面 積 等	
東 端	東経 137 度 09 分 41 秒 北緯 35 度 23 分 54 秒	東 西 南 北 面 積	16.6km 11.0km 87.6km ²
西 端	東経 136 度 58 分 43 秒 北緯 35 度 24 分 17 秒		
南 端	東経 137 度 02 分 55 秒 北緯 35 度 21 分 24 秒		
北 端	東経 137 度 06 分 13 秒 北緯 35 度 27 分 54 秒		

(2) 地勢

本市は、美濃三河高原と濃尾平野との境に位置し、木曽・飛騨両川とその支流が開析した掌手状盆地の南半分にあり、平坦地は、木曽川沿いに発達した段丘面と、可児川とその支流に沿って存在し、その平坦地を抱くように丘陵や山地が囲んでいる。それらの丘陵、山地には、特に高山はなく、東部に位置する標高 372 メートルの浅間山が当市の最高地である。

① 山地の地形

本市の4分の1は山地で占められている。山地とはいっても準平原化を受けており、山の標高はほとんどが 150～300 メートルで非常に平坦でなだらかな丘陵地をなす。このような部分は、浸食を受けやすいやわらかな地質からなっており、洞といわれる小さな谷が複雑に入りくんでいる。

一方、市内東部の浅間山（標高 372 メートル）、西部の鳩吹山（標高 313.5 メートル）付近は、300 メートル以上の高度になっている。固い地質からなり、小さな谷は少なく、傾斜が比較的急な地形になっている。

なお、柔らかい地質からなる地域では、ゴルフ場建設や宅地造成工事が盛んに進められ、自然の景観が減少している。

② 平地の地形

市内には、東から西へ流れる可児川・久々利川をはじめ、久々利川に南から注ぐ大森川・姫川などいくつかの川が流れている。可児川より、その北岸を含んで南側にはこれらの川に沿って平地が広がっている。

また、木曽川と可児川にはさまれた地域は非常に顕著な河岸段丘を形成している。上から順に禅台寺にある小丘（標高約 110 メートル）、中恵土・下恵土から土田の井之鼻に至る台地（標高約 80～100 メートル）、土田・今渡に広がる平地（標高約 70～90 メートル）の 3 段である。これらは木曽川に面した側に明瞭な段丘崖を見せる。一方、可児川に面した側では、それほど顕著な段丘崖は形成されていない。

（３）地質

本市の地質は、基盤岩類、第 3 紀、第 4 紀の地層からできている。基盤岩類は、可児市盆地の各所に散点的に露出している。第 3 紀は、帷子地区、平牧地区を中心とする可児市一帯に分布している。第 4 紀の洪積層は、市内の丘陵地帯に分布する礫層及び、各所にみられる段丘堆積層である。

（４）気象

本市の気候は、夏季に降水量が多い太平洋側気候に属しているが、周囲を小高い丘陵に囲まれた美濃加茂盆地にあることや、太平洋岸から 90 キロメートルも離れている関係から、やや内陸性気候の様相も帯びている。

平成 17 年の年平均気温は 14.9 度であって、最暖月は 8 月で平均気温 27.6 度、最寒月は 12 月で平均気温 1.8 度となっている。

また、平成 17 年の年間降水量は 1,348 ミリであり、雨水降下量は全国平均並み、県下では比較的少ない地域に入る。5 月～10 月に年間降水量の 76.3 パーセント以上の雨量があり、積雪はまれである。

2 社会的特徴

（１）人口

平成 17 年 10 月 1 日現在の本市の人口は、97,686 人で、前回の平成 12 年国勢調査人口（93,463 人）に比べ 4,223 人、率にして 4.5 パーセント増加した。なお、この増加数は県下で最も大きく、以後も人口は増加を続けている。

平成 17 年 5 月 1 日に兼山町と合併し、平成 18 年 4 月 1 日現在の総人口は、101,244 人で、男女別に見ると、男子が 50,410 人、女子が 50,834 人で、女子が男子よりも 424 人多い。

近年は人口の高齢化が進行し、平成 17 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の老年人口は 15,298 人、市全体の 15.7 パーセントを占め、また一世帯当たりの人口が減

少し、核家族化が進んでいることを示している。

平成 18 年 4 月 1 日現在の外国人登録人口は 6,281 人で、全体の 6.2%を占めており、5 年間で約 1.7 倍に増加している。

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は、人口増加に伴い市街地や住宅地が年々拡張され、農地・山林が減少し、宅地が増加している。市制施行時（昭和 57 年）に市総面積の 20%を占めていた農地は 15%になった。同じように、住宅団地、工業団地、ゴルフ場等の造成により、市制施行時に 32%を占めていた山林も 25%を割っている。

(3) 産業

本市の産業は、都市化の進展により従来からあった農業を中心とした第 1 次産業従事者が減少し、製造業を始めとする第 2 次産業を主体とした産業構造であったが、近年大規模小売店の進出等によりサービス業を中心とした第 3 次産業の伸びが著しい。

① 商業

広見地区及び幹線道路沿いに商業集積が見られ、近年開店した大型店により、本市のみならず近隣市町村からの流入購買者も多く、商店数・従業者数・年間商品販売額ともに増加している。

商業従事者に占める小売業の割合が約 88%を占め、残りが一般卸売業となっている。また、小売従業者の中でも飲食料品小売業の占める従業者割合は、約 35%となっている。

なお、可茂公設地方卸売市場は、中濃南部地域流通圏の生鮮食料品等の重要な拠点となっている。

② 工業

製造事業所のうち、従業者数 10 人未満の事業所が 52.9%を占めており、100 人以上の事業所は 7.9%となっている。業種としては、金属製品製造業や一般機械器具製造業が多いが、製造品出荷額からみると輸送用機械器具製造業やパルプ・紙・紙加工品製造業も多く占めている。

また、可児工業団地（136ha）により本市の工業基盤が整備されている。

③ 農林業

都市化の進展や産業・就業構造の変化により、ここ数年、農地が減少するとともに耕作放棄地も増加しており、農業従事者数も平成 12 年の 5,870 人に対し、5 年後の平成 17 年には 2,847 人に減少している。これら農業従

事者数の減少と併せて高齢化も進み、後継者の問題も深刻化している。

市域に占める森林の面積は、減少を続けているとはいえ40%を占めるが、市の総生産に占める林業総生産は0.04%、従業者数も7人と極めて少ない。

④ 観光・レクリエーション

市域内に8つのゴルフ場が点在し、その合計面積は市域の約1割を占めている。また、花フェスタ記念公園等、観光・レクリエーション施設も整備され、これらの従事者も含めたサービス業人口は、卸売・小売業・飲食店を上回り、製造業に次ぐ第2位に位置する。

(4) 交通

① 道路

本市の道路は、国道3路線（21号、41号、248号）及びこれらと部分的に重複した都市計画道路により基本フレームを形成しており、名古屋方面・高山方面への通過交通をはじめ、地域間の連携を強化している。また、平成17年2月に開設した東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジからは、東海北陸自動車道・中央自動車道・名神高速道路・東名高速道路等へアクセスでき、名古屋はもとより、大阪、東京方面及びその周辺都市への連絡性は従前に増して向上し、インターチェンジへの幹線道路の整備により、さらなる進展が見込まれる。

② 公共交通機関

本市の交通機関は、市域の中央部を南北に走るJR太多線、東西に走る名鉄広見線が広域交通の大量輸送機関として、地域発展の重要な役割を担っており、また市内交通機関の主体であるバス路線は、現在、東濃鉄道が10路線（YAOバスを含む。）あり、主に住宅団地と主要駅とを結んでいる。また、コミュニティバスとしてさつきバスを10路線運行しており、各地区と公共施設、病院等とを結んでいる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設の爆破、ダムの破壊等
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

3 本市において特に留意すべき事項

武力攻撃事態等は、その時点における国際情勢や特定の国又は国際組織との関係、相手方の意図、攻撃能力等の複雑な要素が絡み合って発生するものであり、その事態を一概に想定することは困難である。

現在の情勢下では、我が国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低いと考えられており、本市の地理的条件や社会的特徴を踏まえると、弾道ミサイルによる攻撃、あるいはテロ攻撃といった事態が想定されることになる。

本市の場合、前述したとおり、特に

- 近隣市に、航空自衛隊岐阜基地がある。
- 隣県に原子力発電所がある。
- 東海環状自動車道のほか国道3路線、またJRと名古屋鉄道が通っており、名古屋市圏にも近い。
- 県内随一の大型工業団地である可児工業団地がある。
- 外国人登録者数が全国平均を大きく上回っている。

といった特性に配慮した対応が必要となる。